

介護保険指定事業者・指定時研修

枚方市 健康福祉部 福祉指導監査課

令和6年(2024年)11月作成

この冊子は事業開始後も参照して頂けるよう、大切に保存してください。

目 次

◎枚方市からの情報提供について.....	1 頁
◎指定後の各種手続きについて.....	2 頁
・生活援助訪問事業における留意事項について.....	5 頁
・基準緩和型サービスにおける留意事項について.....	6 頁
・認知症介護基礎研修について.....	7 頁
・居宅介護支援事業所の管理者は主任介護支援専門員の資格が必要です.....	8 頁
・主任介護支援専門員の方へのお知らせ.....	9 頁
・健康保険法による訪問看護ステーションの指定等について.....	10 頁
・生活保護法に基づく介護について（居宅）.....	12 頁
◎指定の更新制度について.....	14 頁
◎事業開始時までには整備しておくべき書類等の一例.....	15 頁
◎問い合わせ先.....	16 頁

枚方市からの情報提供について

枚方市健康福祉部福祉指導監査課では介護保険法に基づく介護保険サービス事業者の指定ならびに指導および監査に関する事務を行っております。

介護保険サービス事業者の方々につきましては、ホームページにより法令改正、通知、新着情報、各種手続き（新規・変更・更新申請）、ならびに指導及び監査などの情報提供を行っておりますので、「指定介護サービス事業者等向け情報」等の確認を適宜行うようお願いいたします。

★指定介護サービス事業者等向け情報

【枚方市ホームページURL】 <https://www.city.hirakata.osaka.jp/>



サイト内検索

ページ番号検索

9346

表示

ページ番号検索で「9346」と検索してください

- 介護保険に関する様式（事業関係）等を提供しています。
- 諸手続（新規・変更・更新申請）の届出書類について（各サービス事業者の様式集など）
- 運営に関するモデル様式について（事業運営にあたって）

指 定 後 の 各 種 手 続 き に つ い て

1 変更届出書・介護給付費算定に係る体制等に関する届出について

(1) 変更届出書の提出について

変更届提出書類一覧の事項について変更があった場合は、変更のあった日から 10 日以内に届出が必要です。「変更届出書」に必要書類を添付して届け出てください。

なお、届出方法は「来庁」と「郵送」に分かれています。届出項目が「来庁」の場合は、事前に電話で日時を予約のうえ来庁して届け出てください。

また、事業所の名称や所在地の変更は、介護保険事業所番号が変わる場合がありますので事前に相談してください。

(2) 介護給付費（介護予防・日常生活支援総合事業費）算定に係る体制等に関する届出（加算）について

事業者指定時に届け出た「介護給付費（介護予防・日常生活支援総合事業費）算定に係る体制等に関する届出（加算）」の内容を変更する場合は、一部の加算を除き、原則として特定記録郵便等（追跡可能なもの）により届け出てください。

また、算定に関する事項の届出については、サービスごとの「介護給付費（介護予防・日常生活支援総合事業費）算定に係る体制等に関する届出について」に従って必要書類を揃え、事前に届け出てください。

なお、届出の期限は算定開始月の前月 15 日（単位数が増えるものに限る。入居・入所サービスについては算定開始月の初日）までとなっています。

(3) 介護職員等処遇改善加算について

① 処遇改善に係る計画書等の届出

年度の途中でこの加算の算定を受けようとする介護サービス事業者は、算定をしようとする月の前々月の末日までに計画書等を届け出てください。

この加算は年度ごとに計画書等の届出が必要です。年度当初から算定しようとする介護サービス事業者は、算定しようとする年度の前年度の 2 月末までに届け出てください。

なお、計画書等は事業所ごと又は同一法人内の事業所を一括して作成することができます。

② 処遇改善に係る実績報告書等の提出

この加算の算定をしている介護サービス事業者は、各事業年度における最終の加算の支払いがあった月の翌々月の末日までに（例年 7 月末日までに）実績報告書等を提出してください。

(4) 各様式及び添付書類について

変更届出書及び介護給付費（介護予防・日常生活支援総合事業費）算定に係る体制等に関する届出（加算）に添付する必要書類等については、本市ホームページの「指定介護サービス事業者等向け情報」に掲載していますので、ダウンロードするなどして活用してください。

※ 変更届出書の提出に伴う留意事項について

ア 変更届出書の提出に伴い介護保険事業所番号が変更となる場合について
次のような場合には、介護保険事業所番号が変更されます。

(例)

- ① 同一所在地で複数の介護保険サービス事業を同一事業所名称で運営しており、その一部の事業につき、事業所名称を変更した場合 ※1
- ② 同一所在地で複数の介護保険サービス事業を同一事業所名称で運営しており、その一部の事業につき、市内で所在地を移転した場合 ※2

※1 事業所番号は、同一所在地、同一名称の事業所に対して1つの事業所番号を付与しています。よって、異なる事業所名称で事業を運営していたが、同一名称に統一するような場合も事業所番号が変更になります。

※2 他市町村への移転は変更届ではなく、本市への廃止届及び移転先の指定権者への新規指定申請となります。(一部の指定権者では変更届での取扱いとなる場合があります。)

イ 介護保険事業所番号、事業所名、事業所所在地が変更となった場合に必要な手続き等

● 全ての介護保険事業者は、以下のような手続きが必要となります。

- ① 居宅介護支援事業者及び居宅サービス事業者並びに利用者に対する介護保険事業所番号等の変更の周知徹底
- ② 国民健康保険団体連合会に対する所定の手続き(詳細は連合会へお問い合わせください)
- ③ 生活保護法の規定による介護機関の指定を受けている場合は、所管する福祉事務所への変更届出等の所定の手続き(詳細は本市健康福祉部福祉事務所生活福祉課にお問い合わせください)

● 指定居宅介護支援事業者は、以下の手続きが必要となります。

利用者の方が市町村に提出している「居宅サービス計画作成依頼届出書」の変更(事業所番号、事業所の名称の変更があった場合)(詳細は各市町村にお問い合わせください)

2 廃止(休止・再開)届出書について

(1) 廃止(休止・再開)届出書の提出について

事業所指定以降、廃止、休止、再開をする場合は、事前に「廃止(休止・再開)届出書」の提出が必要です。事前に電話で日時を予約のうえ来庁して届け出てください。

廃止(休止・再開)届は、郵送での受付はできません。

(2) 様式及び添付書類について

廃止(休止・再開)届出書に添付する必要書類等については、本市ホームページの「指定介護サービス事業者等向け情報」に掲載しています。

※ 廃止(休止・再開)届出書の提出に伴う留意事項について

ア 休止の場合について

事業者としての要件(指定基準)を満たさなくなった場合等で、かつ事業継続の意思を有する場合は、休止届出書を提出する必要があります。(休止期間は最長で6か月としています)。

届出日・・・休止予定日の1か月前

イ 再開の場合について

前記の休止届出書を提出した事業者が事業を再開するためには、再開届出書を必ず再開前に提出し、受理される必要があります。

届出日・・・再開前にご連絡ください

ウ 廃止の場合について

事業を廃止する場合は、廃止届出書を提出する必要があります。

届出日・・・廃止予定日の1か月前

【照会・提出先】 枚方市健康福祉部 福祉指導監査課
〒573-8666
枚方市大垣内町二丁目1番20号
電 話：072-841-1468（直通）
FAX：072-841-1322

生活援助訪問事業における留意事項について

枚方市 健康福祉部 福祉指導監査課

枚方市では平成29年(2017年)4月から「介護予防・日常生活支援総合事業（以下「新しい総合事業」といいます。）」が開始されましたが、新しい総合事業のうち「生活援助訪問事業」でのサービス提供をお考えの事業者におかれましては、当該事業を行う者としての指定を受ける必要があります。

つきましては、今後当該指定申請をされるにあたり、次の点に留意いただき適切な事業運営を行っていただきますようお願いします。

1. 生活援助訪問事業は指定訪問介護等との一体的運営は行えません

指定訪問介護事業所において、生活援助訪問事業を行う場合は、**指定訪問介護等の基準を満たしたうえで、これとは別に生活援助訪問事業の基準を満たす**必要があります。これは他の指定介護事業サービス事業所においても同様です。

既存の人員体制や設備のままで生活援助訪問事業を行うと、指定居宅サービス事業者等としての基準を満たさなくなる場合がありますので十分に確認を行ってください。

2. 指定申請先が居宅サービス等とは異なります

枚方市内において訪問介護など居宅サービス等を行う際の指定申請先は、従来どおり本市福祉指導監査課ですが、**生活援助訪問事業については、健康福祉部 健康づくり課（市役所本館3階）が指定申請先**となります。申請等の方法や当該事業の基準などにつきましては健康づくり課までお問い合わせください。

<問合せ先>

【生活援助訪問事業、総合事業全般について】

健康福祉部 健康づくり課

電 話：072-841-1458（直通）

FAX：072-840-4496

【居宅サービス等の指定・指導について】

健康福祉部 福祉指導監査課

電 話：072-841-1468（直通）

FAX：072-841-1322

基準緩和型サービスにおける留意事項について

枚方市 健康福祉部 福祉指導監査課

「介護予防・日常生活支援総合事業」（以下「総合事業」といいます。）のうち、他市町村が実施する「基準緩和型サービス」でのサービス提供をお考えの通所介護等事業者につきましては、次の点に留意いただき適切な事業運営を行っていただきますようお願いします。

1. 他市町村が実施する基準緩和型サービスは、指定通所介護等との一体的運営は行えません

指定通所介護事業所等において、他市町村が実施する基準緩和型サービスを行う場合は、**指定通所介護等の基準を満たしたうえで、これとは別に他市町村が定める基準緩和型サービスの基準を満たす**必要があります。これは他の指定介護事業サービス事業所においても同様です。

既存の人員体制や設備のままで基準緩和型サービスを行うと、指定居宅サービス事業者等としての基準を満たさなくなる場合がありますので十分に確認を行ってください。

2. 食堂・機能訓練室の区画について

指定通所介護等で使用する食堂・機能訓練室の一部を基準緩和型サービスの事業に使用する場合は、指定通所介護等の専用区画から除いた上で、指定通所介護等の基準を満たす必要があります。

なお、指定通所介護等の専用区画を変更する場合は、本市に対して変更届が必要です。

3. 利用定員について

指定通所介護等の利用定員と基準緩和型サービスの利用定員は別に定めてください。

なお、指定通所介護等の利用定員を変更する場合は、本市に対して変更届が必要です。

<問合せ先>

【居宅サービス等の指定・指導について】

健康福祉部 福祉指導監査課

電 話：072-841-1468（直通）

FAX：072-841-1322

認知症介護基礎研修について

枚方市 健康福祉部 福祉指導監査課

「認知症介護基礎研修」については、認知症についての理解の下、本人主体の介護を行い、認知症の人の尊厳の保障を実現していく観点から、介護に関わる全ての方の認知症対応力を向上させていくため、介護サービス事業者に対して、介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない方について、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じることが義務付けられました。（令和6年3月31日までの間は努力義務）

1. 認知症介護基礎研修について

大阪府では、認知症介護に必要な基礎的な知識や技術を習得するための研修を実施しています。研修の詳細等は、本市ホームページをご確認ください。

2. 当該義務付けの対象とならない方

各資格のカリキュラム等において、認知症介護に関する基礎的な知識及び技術を習得している方。資格の詳細等は、本市ホームページをご確認ください。

3. ホームページについて

本市ホームページのページ番号検索で「36888」と検索してください。

【枚方市ホームページ URL】

<https://www.city.hirakata.osaka.jp>

サイト内検索	ページ番号検索 ←
36888 ←	
🔍 表示	

居宅介護支援事業所の管理者は 主任介護支援専門員の資格が必要です

平成 30 年度(2018 年度)介護報酬改定より、居宅介護支援事業所の管理者は主任介護支援専門員であることが省令で基準化され、本市の基準条例・規則についても所要の改正を行いました。

また、今般、「令和 3 年(2021 年) 3 月 31 日までに指定を受けた居宅介護支援事業所は、令和 3 年(2021 年) 3 月 31 日時点で管理者が主任介護支援専門員でない場合でも、令和 9 年(2027 年) 3 月 31 日までの間は、引き続き管理者とすることができる」ように省令が改正され、本市の規則についても所要の改正を行いました。

なお、指定居宅介護支援事業所における業務管理や人材育成の取組を促進する観点から、経過措置期間の終了を待たず、管理者として主任介護支援専門員を配置することが望ましいとされていますので、主任介護支援専門員を配置していない居宅介護支援事業所におかれましては、主任介護支援専門員の取得に努めていただきますよう、宜しくお願いします。

また、令和 3 年 4 月 1 日以降、不測の事態(※)により、主任介護支援専門員を管理者とできなくなってしまった場合は、主任介護支援専門員を管理者とすることが困難な理由と、今後の解消される見込みを記載した「管理者確保のための計画書」を届け出た場合は、管理者を主任介護支援専門員とする要件の適用が 1 年間猶予されます。

(※) 不測の事態の主な例

- ・ 本人の長期療養など健康上の問題の発生
- ・ 急な退職や転居 等

【参考】大阪府登録の主任介護支援専門員研修 問い合わせ先

公益社団法人 大阪介護支援専門員協会 研修センター
主任介護支援専門員研修係
電話：06-6390-4010 (コールセンター)

主任介護支援専門員の方へのお知らせ

主任介護支援専門員更新研修の受講要件が令和 2 年度の募集から一部変更になります。

受講要件② 法定外研修の受講

旧) 主任・主任更新研修受講年度を除く 毎年度 4 回以上かつ 12 時間以上 受講



新) 次の **(ア) 及び (イ) の両方** を満たすこと。

(ア) 受講対象期間中の いずれかの 1 年度に 4 回以上かつ 12 時間以上 受講していること。

(イ) 受講対象期間中に 合計 8 回以上かつ 24 時間以上 受講していること。

(*) 受講対象期間

主任研修受講後 1 回目の更新 ⇒ 主任研修受講年度の 翌年度 から主任更新研修申込まで

連続して主任更新研修を受講 ⇒ 直近の主任更新研修受講年度の 翌年度 から受講しようとする主任更新研修申込まで

受講要件① 法定研修の講師・ファシリテーター

受講要件③ 研究大会等における演題発表

受講要件⑥ 実務研修見学・観察実習の指導

旧) 主任介護支援専門員の有効期間中の主任更新研修申込までに実績があること



新) 主任研修受講後 1 回目の更新 ⇒ 主任研修修了日から主任更新研修申込までに実績があること

連続して主任更新研修を受講 ⇒ 直近の主任更新研修の 修了日から受講しようとする主任更新研修申込までに 実績があること

主任介護支援専門員更新研修に関して

詳細は必ず大阪府ホームページ「介護支援専門員情報」

※主任介護支援専門員更新研修制度について

を確認してください。

<http://www.pref.osaka.lg.jp/kaigoshien/care/>

大阪府福祉部高齢介護室介護事業者課・介護支援課

訪問看護ステーション（医療保険）の取扱いに関する留意点について

平素から、社会保険医療行政の推進に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、訪問看護事業者が介護保険法の指定を受けたときは、原則、健康保険法の指定も受けたものとみなされますので、次の点にご留意願います。

★ 訪問看護ステーションの適切な運営にご協力をお願いいたします。

- ステーションが遵守すべき事項は、「指定訪問看護の事業の人員及び運営に関する基準について」の一部改正について（令和6年3月5日保発 0305 第 13 号厚生労働省保険局長通知）に定められています。
- 厚生労働省のホームページにて、上記通知名をサイト内検索してご確認の上、引き続きステーションの適切な運営にご協力をお願いいたします。

★ 訪問看護療養費の適切な請求をお願いいたします。

- ステーションの算定に関する留意事項は、「訪問看護療養費に係る指定訪問看護の費用の額の算定方法の一部改正に伴う 実施上の留意事項について」令和6年3月5日保発 0305 第 12 号厚生労働省保険局長通知に定められています。
- 留意事項や請求に関する詳細については通知に記載がありますので、厚生労働省のホームページにて、上記通知名をサイト内検索してご確認の上、訪問看護療養費の適切な請求をお願いいたします。

★ 介護保険に係る届出とは別に、近畿厚生局へ届出が必要な場合があります。

- 届け出した内容に変更があった場合や基準が設けられた項目を算定する場合は、市町村（介護保険）への届出とは別に、近畿厚生局（医療保険）にも届出が必要です。
（詳細は裏面をご参照ください。）

届出様式は、近畿厚生局のホームページに掲載しています。

近畿厚生局ホームページ（<https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kinki/index.html>）
→ 保険医療機関・薬局、訪看関係（お知らせ、手続のご案内） → 訪問看護事業者の方へ



近畿厚生局から医療保険の届出に関するお知らせ

「訪問看護事業変更届」について

次に該当したときは、速やかに「訪問看護事業変更届」の提出をお願いします。

- ① 訪問看護ステーションの名称・所在地の変更
- ② 開設者(法人等)の名称・所在地の変更
- ③ 法人等の代表者の氏名・住所の変更
- ④ 法人等の定款・寄附行為・条例の変更
- ⑤ 法人等が他に開設している介護老人保健施設等の名称・所在地・施設内容の変更、廃止
- ⑥ 管理者の変更(交替)、氏名・住所の変更
- ⑦ 運営規程の変更

※ 管理者以外の職員に係る変更(採用、退職、死亡、氏名変更)については、令和2年4月1日から届出が不要となりました。

※ ステーションを休止・廃止・再開する場合は「訪問看護事業の休止・廃止・再開届」を提出してください。

基準の届出について

次の項目を算定する場合は、事前に届出が必要です。

- 精神科訪問看護基本療養費
- 24 時間対応体制加算
- 特別管理加算
- 訪問看護基本療養費の注2及び注4に規定する専門の研修を受けた看護師
- 精神科複数回訪問加算
- 精神科重症患者支援管理連携加算
- 機能強化型訪問看護管理療養費 1・2・3
- 専門管理加算
- 遠隔死亡診断補助加算
- 訪問看護医療DX情報活用加算
- 訪問看護管理療養費 1・2
- 訪問看護ベースアップ評価料 (I) (II)

【照会先】 厚生労働省 近畿厚生局指導監査課

- | | |
|------------------------------|-------------------------|
| ○ 施設基準の <u>届出</u> について | 06-7663-7663 (施設基準グループ) |
| ○ 指定、届出事項の変更の <u>届出</u> について | 06-7663-7664 (審査グループ) |
| ○ 訪問看護療養費の <u>算定</u> について | 06-7663-7665 (指導第1グループ) |

「生活保護法に基づく介護について」（居宅）

生活保護制度で介護サービスを提供するためには、生活保護法による指定が必要です

生活保護法改正により、平成 26 年(2014 年) 7 月 1 日以降に介護保険法の規定による指定を受けた場合は、生活保護法の規定による指定がなされたものとみなされます（**みなし指定**）。みなし指定を受けた事業者は、生活保護法の指定介護機関となり、改めて指定申請を行う必要はありません。

なお、平成 26 年(2014 年) 7 月 1 日の法改正前に介護保険法の指定を受けていた事業所が生活保護の指定を希望するときは、みなし指定の適用はされませんので、生活保護の指定申請が必要です。

また、適用対象となる事業所であってみなし指定の適用を希望しない場合は、所定の様式により**別段の申出（辞退）**を行う必要があります。

1 介護機関の指定について

- (1) 指定介護機関とは、生活保護法による介護扶助を行うため、介護を担当する機関をいい、都道府県知事・政令市または中核市の市長が管内の事業者について、その事業ごとに指定します。
- (2) 新たに指定を受けようとする介護機関は、指定申請書正副 2 通及び必要書類を**健康福祉部福祉事務所 生活福祉課**へ提出してください。また、該当するサービスを全て記載してください。

2 生活保護法施行規則に規定されている変更等届出が必要な事項

1. 事業所の名称や所在地の変更
2. 事業者の名称や主たる事務所の所在地（個人の場合は氏名や住所）の変更
3. 事業所の管理者に関する事項の変更 ※1
4. 事業者の代表者に関する事項の変更 ※1
5. 事業を休止する場合
6. 休止していた事業を再開する場合
7. 生活保護法等の指定を辞退する場合 ※2

※1 平成 26 年(2014 年) 7 月 1 日から届出が必要になりました。

※2 辞退しようとする日の 30 日以上前に届出が必要です。

提出先等詳細は、下記のホームページでご確認ください

問合わせ先 | 枚方市 健康福祉部 福祉事務所 生活福祉課

（直通）電話番号：072-841-1546 ファクス番号：072-841-4123

「生活保護法等による医療機関及び介護機関指定申請・廃止等届出」

<https://www.city.hirakata.osaka.jp/0000001943.html>

◎指定介護機関に関する枚方市からの情報をホームページにて提供しています。

3 指定介護機関の義務（法第 50 条）

- （１） 生活保護法の規定により指定を受けた介護機関は、厚生労働大臣の定めるところ（指定介護機関介護担当規程）により、懇切丁寧に被保護者の介護を担当しなければなりません。
- （２） 指定介護機関は、被保護者の介護について、都道府県知事、政令市及び中核市の市長の行なう指示に従わなければなりません。

4 指定介護機関における留意事項

- （１） 介護扶助はサービスを受ける保護受給者の生活保護を実施している福祉事務所から委託されることにより現物給付していただくことになります。福祉事務所から送付される介護券を確認のうえサービスを行ってください。（受給者番号、有効期間、本人支払額等の確認）
- （２） 介護券からレセプト（介護給付費明細書）へ必要事項の転記を正確に行ってください。
- （３） 介護券については、福祉事務所におけるレセプトの点検が終了（６ヶ月間）するまで保管してください。点検終了後は介護機関において、適正な処分をしてください。
- （４） 介護券に本人支払額の記載がある場合は、本人から当該金額を徴収し、残額を介護報酬として大阪府国民健康保険団体連合会（国保連）に請求してください。
居宅介護の場合の本人支払い額の上限は 15,000 円です。もし、本人支払額の全額が徴収できない場合は、速やかに福祉事務所へ連絡のうえ調整をお願いします。
- （５） 生活保護制度においては最低限度の生活の保障という観点から、介護保険の対象となる範囲についてのみ給付を行いません。
- （６） 都道府県、政令市及び中核市は、被保護者の処遇が効果的に行われるよう福祉事務所と指定介護機関相互の協力体制を確保することを主眼として、指定介護機関個別指導を行っています。被保護者の介護サービスの給付に関する事務及び給付状況（介護扶助に対する理解・報酬請求）等について、介護記録、その他の帳簿書類を閲覧し、懇談形式で実施しますので、ご協力をお願いします。
- （７） 生活保護法による指定を受ける際に、同時に中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（以降、「中国残留邦人等支援法」）による指定も受けることとなります。中国残留邦人等支援法にかかる介護支援給付は生活保護の介護扶助に準じた方法で実施されますが、詳細についてはサービスを受ける受給者の支援給付を実施している福祉事務所へご確認ください。

指定の更新制度について

枚方市健康福祉部
福祉指導監査課

■ 指定の更新制度について

介護保険サービスの指定事業者として事業を実施するためには、6年ごとに、指定の更新を受けていただくことが必要となります。

この指定の更新を受けなければ、指定の効力を失い、介護報酬が請求できなくなりますので、ご注意ください。

■ 対象となる事業所

指定居宅サービス事業所、指定居宅介護支援事業所、指定介護予防サービス事業所、指定地域密着型サービス事業所、指定地域密着型介護予防サービス事業所、指定予防訪問事業所、指定予防通所事業所

(介護保険法第71条、第72条及び介護保険法施行法第4条の規定により、指定があったものとみなされた事業所を除きます。)

■ 指定の有効期間

指定の有効期間は、6年となります。

例えば、

①令和4年(2022年)1月1日指定の場合

有効期間満了日	令和9年(2027年)12月31日
指定の更新日	令和10年(2028年)1月1日
更新後の指定の有効期間満了日	令和15年(2033年)12月31日

②令和4年(2022年)4月1日指定の場合

有効期間満了日	令和10年(2028年)3月31日
指定の更新日	令和10年(2028年)4月1日
更新後の指定の有効期間満了日	令和16年(2034年)3月31日

■ 更新手続について

更新手続が必要な事業所につきましては、事業所に郵送等で「更新手続きの案内」を送付する予定です。指定の有効期間の満了日の1か月前になっても通知が届かない場合は、お手数ですが本市福祉指導監査課までお問い合わせください。

なお、事業所の休止中に指定の更新はできません。事業所の事業の再開届が受理されてから指定更新申請を行っていただくことになりますので注意してください。

事業開始時までに整備しておくべき書類等の一例

指定申請時には提出不要ですが、今後事業を行っていく上で必要となる書類等の一例です。

	書類等の名称	備 考
☐	重要事項説明書	本市ホームページ「重要事項説明書について（ページ番号：2511）」に掲載
☐	契約書	
☐	個人情報使用同意書	
☐	各サービス計画書	
☐	加算を算定する場合に必要な計画書	個別機能訓練計画書など
☐	居宅サービス計画の同意書	居宅介護支援事業所の場合
☐	サービス提供記録様式	
☐	事故・ひやりはっと報告書	「事故報告について（ページ番号：28666）」に掲載
☐	苦情（相談）対応記録	
☐	請求書、領収書の様式	
☐	研修計画・研修記録様式	身体拘束、虐待、感染症、食中毒、ハラスメント防止、業務継続計画（BCP）など
☐	各種マニュアル類	緊急時等対応、衛生管理、事故発生時等対応、高齢者虐待防止、苦情処理など
☐	業務継続計画（BCP）	「指定介護サービス事業者等向け情報（ページ番号：9346）」リンク集に厚生労働省のページのリンクを掲載
☐	運行記録	車両を使用する場合
☐	送迎記録	利用者ごとの乗降時間や対応者なども記録すること
☐	従業員名簿	雇用契約書との整合
☐	秘密保持の誓約書	従業員が業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を在職中及び退職後において漏らさない旨を誓約させること（雇用契約書と一体でも可）
☐	従業員が携行するための身分証	訪問系サービス、居宅介護支援事業所は必須
☐	勤務予定表・勤務実績表	
☐	出勤簿・タイムカード	職員の出勤状況について分かるようにすること（法人役員であっても作成すること）
☐	従業員の健康診断	雇入時及び年1回（深夜業を含む業務従事者は年2回）の定期実施
☐	運営規程、重要事項説明書の掲示	壁に貼付せず、ファイル等に綴じて利用者が見える場所に設置しておくことも可能
☐	自主点検表	定期的に事業運営状況の適否を自主点検すること 「重要事項説明書について（ページ番号：2704）」に掲載
☐	業務管理体制整備に係る届出書の提出	「業務管理体制の整備に関する届出について（ページ番号：32603）」を確認すること

問 い 合 わ せ 先

枚方市役所

〒573-8666 枚方市大垣内町二丁目 1 番 20 号

(代表) 電話番号：072-841-1221

指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定地域密着型サービス事業者、介護保険施設等の指定（許可）・指導及び介護保険サービスにかかる事故報告に関すること

健康福祉部 福祉指導監査課

(直通) 電話番号：072-841-1468 ファクス番号：072-841-1322

地域包括支援センター、予防訪問事業、予防通所事業及びその他介護予防・日常生活支援総合事業の全般に関すること

健康福祉部 健康づくり課

(直通) 電話番号：072-841-1458 ファクス番号：072-840-4496

介護保険サービスに係る苦情及び給付に関すること

健康福祉部 介護認定給付課

(直通) 電話番号：072-841-1460 ファクス番号：072-844-0315

虐待及び高齢者福祉に係る施策の実施に関すること

健康福祉部 健康福祉総合相談課

(直通) 電話番号：072-841-1401 ファクス番号：072-841-5711

生活保護法に基づく介護機関の指定に関すること

健康福祉部 福祉事務所 生活福祉課

(直通) 電話番号：072-841-1546 ファクス番号：072-841-4123

保険請求に関すること

大阪府国民健康保険団体連合会

電話 (06) 6949-5309 (代表)